	三　愛媛県佐田岬灯台と大分県関埼灯台を結んだ線 四　山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五　山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
周防灘	一　次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 イ　山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 ロ　山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線 二　山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三　山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線

2　網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3　区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあって、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで（網漁業だけは、六月五日からを目的とした流し網漁は七月十一日まで）	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで（漁業だけは、九月一日からを目的とした流し網漁は九月三十日まで）	さわらを目的とした操業の禁止
		量は四つぎ網漁業におけるさわらの年間漁獲を四十トン以下とする
		獲量を二トン以下とするさわらの年間漁獲量を船曳網漁業におけるさわらの年間漁
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで（漁業だけは、九月一日からを目的とした流し網漁は九月三十日まで）	さわらを目的とした操業の禁止
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		獲量さごし四巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までとする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３８号

山梨県北杜市明野町浅尾151番地
債務者　篠原　　匡
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号

山梨県南アルプス市荊沢391　サンハイム102号室、住民票上の住所山梨県南アルプス市山寺13番地１
債務者　藍原　美香
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号

山梨県甲斐市玉川1503番地　浅川住宅５号
債務者　森本　君惠
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠元　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５１号

山梨県甲斐市玉川1503番地　浅川住宅５号
債務者　森本　　修
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠元　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７７０号

神戸市須磨区北落合６丁目２番２―704号
債務者　幸永電化サービスこと米永貴雄こと
宋　　貴雄
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６号

福岡県鞍手郡小竹町大字新多328番地
債務者　田盛　貞男
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１３号

福岡県宮若市四郎丸1295番地１、前住所石川県小松市福乃宮町２丁目92レオパレス荻104
債務者　春田　準一
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　休場　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
福岡地方裁判所直方支部